

**令和 7 年度**

**札幌市内部統制評価報告書審査意見書**

**札幌市監査委員**



札監第645号

令和8年（2026年）9月4日

札幌市長

秋 元 克 広 様

札幌市監査委員 庄 司 正 史

同 愛 須 一 史

同 五十嵐 徳 美

同 丸 山 秀 樹

令和7年度札幌市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、審査に付された令和7年度札幌市内部統制評価報告書を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。



令和 7 年 度

札幌市内部統制評価報告書審査意見



# 令和7年度札幌市内部統制評価報告書審査意見

## 1 審査の対象

「令和7年度札幌市内部統制評価報告書」

## 2 審査の期間

令和8年6月19日から同年8月26日まで

## 3 審査の着眼点

監査委員による令和7年度札幌市内部統制評価報告書の審査は、札幌市長が作成した内部統制評価報告書について、札幌市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 4 審査の実施内容

令和7年度札幌市内部統制評価報告書について、札幌市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 5 審査の結果

令和7年度札幌市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 6 備考

特段記載すべき事項はない。

# 令和7年度札幌市内部統制評価報告書の項目別審査状況

## 1 評価手続に係る審査

### (1) 全庁的な内部統制評価手続の審査

令和7年度札幌市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）【附属資料】「第2\_1 全庁的な内部統制についての評価」の「(1)評価手続」及び「別紙1 全庁的な内部統制の取組内容と評価結果」（以下「別紙1」という。）について審査した。

審査は、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）の評価作業が各評価項目に対応して実施されているかについて、別紙1及び別紙1の根拠となる記録の閲覧や評価部局に対して質問等を行うことにより実施した。

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

### (2) 業務レベルの内部統制評価手続の審査

評価報告書【附属資料】「第2\_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(1)評価手続」について審査した。

審査は、課における評価手続が適切に実施されているかについて、「特定リスク等管理シート」等を確認するとともに、評価部局及び関係部局に対して質問等を行うことにより実施した。

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

なお、審査にあたっては、令和7年度に実施した定期監査において最も多かった指摘に対応するリスクを下表のとおり設定し、当該リスクを特定リスク<sup>1</sup>としている課を抽出して行った。

| 区分       |      | 監査委員が設定するリスク（各課の特定リスク） |
|----------|------|------------------------|
| 財務監査（事務） | 一般会計 | ・委託業務における不十分な履行検査      |
|          | 企業会計 |                        |
| 財務監査（工事） |      | ・積算額の誤り                |

<sup>1</sup> 特定リスクとは、各課が、自らの課の業務に関するリスクを洗い出し、それぞれの重要性を評価したうえで、組織として対応する必要性が高いリスクとして選択したリスクをいう。

## 2 評価結果に係る審査

### (1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査

評価報告書【附属資料】「第2\_1 全庁的な内部統制についての評価」の「(2)評価結果」及び「別紙1」を基に審査した。

審査は、別紙1及び別紙1の根拠となる記録の閲覧や市長及び評価部局に対して質問等を行うことにより実施した。

上記のとおり審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

### (2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査

#### ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2\_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「ア内部統制の整備の観点での有効性」を基に審査した。

審査は、前述の1-(2)により抽出した課について、リスクに対する対応策が適切に設定されているか、自己点検及び定期内部監査が確実に実施されているか及び内部統制の整備上の不備について確認した。

「特定リスク等管理シート」等を確認するとともに、その他監査委員が定期監査等で得た知見に基づき、評価部局及び関係部局に対して質問等を行うことにより実施した。

上記のとおり審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

#### イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2\_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「イ内部統制の運用の観点での有効性」を基に審査した。

審査は、評価報告書【附属資料】「第1\_2 業務レベルの内部統制の取組状況」の「(3)事故発生状況調査の実施」に基づく報告により把握された運用上の不備について、重大な不備に該当するかの評価が適切かについて、評価の過程の記録等の閲覧や評価部局に対して質問等を行うことにより実施した。

上記のとおり審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

なお、運用上の不備では、個人の作業ミスのほか、組織的な法令等の理解や進捗管理の不足、また、予め対応策を設定していたにもかかわらず発生した事故も

あったところである。こうした不備の原因を深く分析したうえで、より実効性のある取組を実施されたい。

また、令和８年度の内部統制において、監査委員監査の指摘事項に対する再発防止に向けた取組が盛り込まれたところであるが、これは、全庁的な改善に向けた着実な一歩であると考ええる。引き続き、創意工夫を重ねながら取組を推進されることを期待する。

令和 7 年度札幌市内部統制評価報告書審査意見書

令和 8 年（2026 年）9 月 4 日発行

|          |                |
|----------|----------------|
| 市政等資料番号  | 01-U03-26-1649 |
| 関係部局保存期間 | 30 年           |

編集・発行 札幌市監査事務局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 15 STV 北 2 条ビル 6 F

TEL (011) 211-3232 FAX (011) 211-3233